

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- オープンイノベーションを積極的に活用し、業務効率化を推進します。
- 企業間連携を強化し、業界の人手不足に寄与する事業運営につとめます。
- DXによる安全性向上や労働環境改善を推進し、事業の継続性を高めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

サプライチェーン全体の共存共栄を目指し、取引先との価格決定においては、エネルギー価格や人件費などのコスト上昇を考慮し、双方が事業を継続できるよう適切な協議・条件設定を行います。また、委託事業者に対し業界動向やコスト増の情報を積極的に発信し、適正な価格転嫁を促すことで、海運・港湾運送における輸送機能の維持と持続可能性の向上に努めます。

2026年1月9日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

大分海運株式会社

企業名

代表取締役

佐藤公一

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。